

令和 7 年度

庄内町一般廃棄物処理実施計画

令和 7 年 3 月

庄 内 町

I. ごみ処理実施計画

1. 基本的事項

(1) 計画の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(2) 計画区域は、庄内町全域とする。

| | |
|------|-----------------------|
| 行政区域 | 249.17km ² |
| 人口 | 19,081人 |
| 世帯数 | 7,083世帯 |

※人口及び世帯数は、令和7年2月末現在

2. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

ごみの発生量及び処理量の見込みは、次のとおりとする。

| 区分 | | 令和7年度見込 |
|-----|------|---------|
| 家庭系 | 可燃ごみ | 4,617t |
| | 不燃ごみ | 372t |
| | 粗大ごみ | 298t |
| | (小計) | 5,287t |
| 事業系 | 可燃ごみ | 1,217t |
| | 不燃ごみ | 8t |
| | 粗大ごみ | 68t |
| | (小計) | 1,293t |
| 合計 | | 6,580t |

※ 本計画に記載する処理量は、酒田地区広域行政組合ごみ処理施設で処理する廃棄物であり、個人が粗大ごみ等を処理業者へ依頼する分や、本来は可燃ごみとして処理されるべき古紙類及び廃食用油等のリサイクル分別収集量は含んでいない。

3. 一般廃棄物の発生抑制・再資源化の方策に関する事項

第二次庄内町ごみ処理基本計画見直し版（令和4年3月策定）に掲げる基本目標の実現を目指し、町民、事業者及び行政それぞれが、ごみを減らし（リデュース：Reduce）、使えるものは繰り返し使い（リユース：Reuse）、ごみになったら再び資源として利用（リサイクル：Recycle）するという「3R」の取組みを基本として、ごみの減量及び資源化を推進する。その方策としては、以下のとおりである。

(1) 普及啓発の推進

- ① ごみの適正処理の推進を図るため、町ホームページ、広報紙及びチラシ等を活用した効果的な情報提供に努める。
- ② 地域の環境保全に関する指導的役割を担う各自治会等との連携を図り、相互の情報を共有化し、環境施策等の迅速な住民への周知の徹底を図る。
- ③ 家庭等における排出量削減の取り組みを推進するため、住民に対する普及啓発活動や住民活動の支援のほか、ごみの減量及びリサイクル等に関する様々な学習の機会を設ける。
- ④ ごみ収集日カレンダーの全戸配付を実施し、適正な分別排出の徹底を図る。
- ⑤ 本町における環境分野のガイドブックとして環境便利帳を作成し、ごみの減量化・再資源化の促進を図る。
- ⑥ 町公式LINEによりごみ分別、ごみ収集日等に関する情報を提供し、適正な排出の啓発を図る。
- ⑦ 事業系ごみの発生抑制、資源化を促進するため、事業者に対する廃棄物適正処理の普及啓発を行う。
- ⑧ 学童期における意識付けを図るため、子供たち及び保護者への啓蒙、啓発を行う。

(2) ごみ減量化・再資源化の推進

- ① ごみの減量と資源の有効利用を図るため、古紙類の資源回収推進事業を奨励するとともに、立川地域では月1回の古紙類のステーション回収を実施する。また、古紙類の資源回収の補完施設としての資源ごみリサイクルステーションの維持管理に努める。
- ② 不燃ごみの分別収集（4分別）を徹底し、資源物の適正な回収を推進する。
- ③ 住民への買い物袋持参の周知徹底を図り、ごみとして処理されるレジ袋の削減に努める。
- ④ ごみ総量の7割以上を占める「可燃ごみ」については、紙類、発泡トレイ、古着・古布、プリンターインクカートリッジ等資源化できるごみの一層の分別収集を図る。
- ⑤ ごみの減量及び再資源化を促進するため、年間を通して古着・古布、使用済み小型家電及び廃食用油の資源ごみリサイクルステーション等での拠点回収を実施するとともに、廃食用油については町内全域においてステーション回収を実施する。

(3) その他

- ① 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）及び資源有効利用促進法などの法律に基づく処理体系の普及啓発及び指導の徹底を図る。
- ② 野焼きや不法投棄による不適切な処理が行われないよう適正処理の周知徹底を図ると共に、通報等で発生を確認した場合は、総合支庁環境課及びその他関係機関と連携を図り、調査と具体的な指導を実施する。

4. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

| 分別の区分 | | | 排出形態 | 種類 |
|-------|---------------|----------|---------------|-----------------|
| 家庭系ごみ | 可燃ごみ もやすごみ | | 指定袋(黒文字) | 厨芥類 |
| | | | | 紙くず類 |
| | | | | 布・皮革類 |
| | | | | 枝・草木類 |
| | | | | プラスチック類・ゴム類 |
| 資源化ごみ | 廃食用油 | ペットボトル注入 | 使用済み天ぷら油等 | |
| | 紙類資源 | 紙ひも等で縛る | 新聞紙、雑誌、段ボール等 | |
| 不燃ごみ | 埋立ごみ | 指定袋(赤文字) | ガラス・陶磁器類 | |
| | | | 灰・危険物等 | |
| | 資源物 | 指定袋(青文字) | アルミ缶・スチール缶 | |
| | | | びん類 | |
| | | | 金属類 | |
| | ペットボトル | 指定袋(緑文字) | ペットボトル(PET) | |
| | 蛍光灯・乾電池 | 透明な袋 | 蛍光灯・乾電池・ボタン電池 | |
| 粗大ごみ | 自己搬入又は許可業者 | | | 家電製品・家具・寝具・自転車等 |

5. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 家庭系ごみの処理について

① 家庭においては、3R活動を徹底するとともに、地域の集団資源回収に協力するなど、家庭から生じる廃棄物を可能な限り削減するよう努めるものとし、その結果生じた廃棄物を本町の家庭ごみの排出・分別区分に従って指定袋に入れ、各自治会等が設置及び維持管理するごみ集積所（ごみステーション）に排出するものとする。

ごみ集積所から処理施設までの収集運搬については、町が委託した業者が行う。

② 粗大ごみ及び事業系一般ごみは、自己搬入又は町が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者による収集運搬とする。

粗大ごみのうち特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品目は、小売店への引渡し、指定引取場所への自己搬入又は町が許可した対象家電品収集運搬業者により搬入し処理するものとする。

③ 家庭から排出される廃食用油は、ペットボトルに注入し、ごみ集積所又は資源ごみリサイクルステーションに排出する。ごみ集積所から役場本庁舎までの収集運搬及び運搬された廃食用油の回収は町が委託する業者が行い、回収された廃食用油は再

資源化を適正に実施し得る事業者へ引き渡すものとする。

- ④ 家庭から排出される古着・古布は、資源ごみリサイクルステーション等において通年回収を実施するものとする。回収された古着・古布は再資源化を適正に実施し得る事業者へ引き渡すものとする。
- ⑤ 使用済小型電子機器等の再資源化促進法（小型家電リサイクル法）に係る対象品目的一部分は、資源ごみリサイクルステーションにおいて通年回収を実施するものとする。回収された使用済み小型家電は再資源化を適正に実施し得る事業者へ引き渡すものとする。
- 家庭用パソコンのうちブラウン管ディスプレイについては、排出者自身が資源有効利用促進法に基づき再資源化先となる処理施設（メーカー等）へ送達又は一般社団法人パソコン3R推進協会へ依頼し、リサイクル処理するものとする。
- ⑥ 資源回収推進事業、ごみ集積所及び資源ごみリサイクルステーションで収集した古紙は、古紙類収集業者等に引き渡し、リサイクル処理する。
- ⑦ 小型充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池及びリチウムイオン電池）のうち一般社団法人J B R Cがリサイクルする品目については、環境衛生係窓口において回収し、一般社団法人J B R Cへ引き渡し、リサイクル処理する。

（2）事業系ごみの処理について

事業活動に伴って排出されるごみは、自己搬入又は許可業者による搬入若しくは民間の処理業者と業務提携によるその処理業者独自の処理施設において排出者自らの責任において適正に処理するものとする。

収集・回収する廃棄物の種類、区域、場所及び回数

| 区分 | 収集区域 | 収集場所 | 収集回数 | 収集日 | 搬入処理施設など | |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-----|----------|-------------------------------------------------------------|
| 家庭系ごみ （紙類資源） （廃食用油） | もやすごみ 立谷沢地区 清川地区 狩川(中)地区 狩川(外)地区 立谷沢地区 清川地区 狩川(中)地区 狩川(外)地区 余目1区 余目2区 立谷沢地区 | 余目1区 余目2区 立谷沢地区 清川地区 狩川(中)地区 狩川(外)地区 立谷沢地区 清川地区 狩川(中)地区 狩川(外)地区 | 各自治会等 が指定した ごみ集積所 | 週2回 | 月・木 | 酒田地区広域行政組合 ごみ処理施設 収集運搬委託業者が、 古紙類回収業者へ引き 渡す。 |
| | | | | 週2回 | 火・金 | |
| | | | | 週2回 | 火・金 | |
| | | | | 週2回 | 月・木 | |
| | | | | 週2回 | 月・木 | |
| | | | | 週2回 | 火・金 | |
| | | | | 月1回 | 第4土 | |
| | | | | 月1回 | 第1土 | |
| | | | | 月1回 | 第1土 | |
| | | | | 月1回 | 第4土 | |
| | | | 全域を対象に、もやすごみの日に収集する。 収集運搬は、町が委託する業者が行 | | | 再資源化を適正に実施し得る事業者へ引き渡す。 |

| | | | | |
|-------|-------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| | | 清川地区 狩川(中)地区 狩川(外)地区 | う。 | |
| | 埋立ごみ | 余目1区 余目2区 立谷沢地区 清川地区 狩川(中)地区 狩川(外)地区 | 各自治会等 が指定した ごみ集積所 | 月1回 第4水 月1回 第3水 月1回 第4木 月1回 第4金 月1回 第4火 月1回 第4月 |
| | 資源物 | 余目1区 余目2区 立谷沢地区 清川地区 狩川(中)地区 狩川(外)地区 | | 月2回 第1・3水 月2回 第2・4水 月2回 第1・3木 月2回 第1・3金 月2回 第1・3火 月2回 第1・3月 |
| | ペットボトル | 余目1区 余目2区 立谷沢地区 清川地区 狩川(中)地区 狩川(外)地区 | | 月2回 第2水 月2回 第1水 月2回 第2木 月2回 第2金 月2回 第2火 月2回 第2月 |
| | 蛍光灯・乾電池 | 余目1・2区 立谷沢地区 清川地区 狩川(中)地区 狩川(外)地区 | | 年4～ 5回 第5水 第5木 第5金 第5火 第5月 |
| | 粗大ごみ | 全町区域 | 自己搬入又は許可業者 (随時) | 酒田地区広域行政組合 粗大ごみ処理施設 |
| | 使用済 小型家電 | 全町区域 | 資源ごみリサイクルステーション 又は環境衛生係窓口において通年 回収を実施する。 | 再資源化を適正に実施 し得る事業者へ引き渡す。 |
| | 古着・古布 | 全町区域 | 環境衛生係窓口において通年回収 を実施する。 | |
| | 小型充電式 電池 | 全町区域 | | |
| 事業系ごみ | | 全町区域 | 自己処理、自己搬入又は許可業者 | 酒田地区広域行政組合 ごみ処理施設 リサイクルセンター |

6. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

本町の区域内から排出される一般廃棄物は、酒田地区広域行政組合の下記の処理施設において適正に処理する。

《ごみ処理施設の概要》

(1) ごみ処理施設

| | |
|---------|------------------------|
| ① 所 在 地 | 酒田市広栄町三丁目 133 番地 |
| ② 処理能力 | 98 t／日 × 2 炉 計 196 t／日 |
| ③ 処理方式 | 流動床式ガス化溶融炉 |
| ④ 設置年月 | 平成14年4月 |
| ⑤ 設計施工 | 株式会社荏原製作所 |

(2) 粗大ごみ処理施設

| | |
|---------|------------------|
| ① 所 在 地 | 酒田市広栄町三丁目 133 番地 |
| ② 処理能力 | 12 t／5 h |
| ③ 処理方式 | 衝撃せん断併用回転式 |
| ④ 設置年月 | 平成14年4月 |
| ⑤ 設計施工 | 株式会社荏原製作所 |

(3) リサイクルセンター

| | |
|---------|-----------------|
| ① 所 在 地 | 酒田市北沢字長面 200 番地 |
| ② 処理能力 | 40 t／5 h |
| ③ 処理方式 | 圧縮梱包方式 |
| ④ 設置年月 | 平成元年11月 |
| ⑤ 設計施工 | 手塚興産株式会社 |

(4) 最終処分場

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------|
| ① 所 在 地 | 酒田市北沢字鷹尾山 1番 610 |
| ② 埋立容量 | 366, 000 m ³ (敷地面積 137, 020. 23 m ²) |
| ③ 埋立構造 | 準好気性埋立 |
| ④ 処理方式 | セル工法に基づくサンドイッチ方式 |
| ⑤ 設置年月 | 平成3年3月 |
| ⑥ 設計・施工 | 日本技術開発株式会社 〔土木施工〕大林組・大井建設・港工業共同企業体 〔浸出水処理施設〕ドリコ株式会社 |

II. 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画

1. 基本事項

- (1) 計画の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
(2) 計画の区域 庄内町全域 249.17 km²
人口 19,081人 (令和7年2月末日現在)
世帯数 7,083世帯 (令和7年2月末日現在)

2. し尿・浄化槽汚泥の発生量及び処理量の見込み

発生量及び処理量は、本町での処理を対象とする総排出量とする。

| 種 別 | 総排出量 |
|-------|----------|
| し 尿 | 430 kℓ |
| 浄化槽汚泥 | 1,100 kℓ |

3. し尿・浄化槽汚泥の適正な処理及びこれを実施する者

- (1) 収集・運搬の方法《収集地域は本町全域とする》

| 種 別 | 収集形態 | 収集回数 |
|-------|--------|------|
| し 尿 | 各戸回収方式 | 随 時 |
| 浄化槽汚泥 | 各戸回収方式 | 随 時 |

- (2) 処理の方法

し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設で処理する。

- (3) 収集・運搬及び処理の実施者

| 種 別 | 収集・運搬 | 中 間 処 理 | 最 終 処 分 |
|-------|-------|------------|------------|
| し 尿 | 許可業者 | 酒田地区広域行政組合 | 酒田地区広域行政組合 |
| 浄化槽汚泥 | 許可業者 | 酒田地区広域行政組合 | 酒田地区広域行政組合 |

4. し尿処理施設の概要

| | |
|-------|----------------|
| 所在 地 | 酒田市広栄町3丁目133番地 |
| 処理能力 | 180kℓ／日 |
| 処理方式 | 高負荷脱窒素処理方式 |
| 設置年月日 | 平成元年10月 |
| 設置者 | 酒田地区広域行政組合 |

5. その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

し尿及び浄化槽汚泥については、計画区域内において許可業者が戸別に申込みを受けて収集し、酒田地区広域行政組合し尿処理施設に搬入し処理する。